

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項、及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役会に直属して監査役の職務執行を補助する部署を設置し、専任の使用人を配置する。
 - (2) 当該使用人は監査役の指揮命令下であり、その人事考課は、常勤監査役が行う。また、当該使用人の人事異動及び懲戒処分は、監査役の意見を最大限尊重する。

7. 監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役は取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、意見を表明できる。
当該内 旬庄合 r な柵株役処分

#"

##

#(

#)

